

令和5年 第1回

宿毛市議会臨時会会議録

令和5年5月9日開会

令和5年5月9日閉会

宿毛市議会事務局

令和5年第1回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日（令和5年5月9日 火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時01分）	
○日程第1 議長の選挙	4
○日程第2 副議長の選挙	6
○日程第3 議席の指定	7
○日程第4 会議録署名議員の指名	7
○日程第5 会期の決定	7
○日程第6 幡多西部消防組合議会議員の選挙	8
○日程第7 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員 の選挙	9
○日程第8 議案第1号から議案第13号まで	9
（提案理由の説明）	
市 長	9
質 疑	11
1 東 新議員	11
健康推進課長	11
東 新議員	12
福祉事務所長	12
東 新議員	12
福祉事務所長	12
東 新議員	12
企画課長	12
東 新議員	13
2 寺田公一議員	13
企画課長	13
寺田公一議員	14
健康推進課長	14

寺田公一議員	1 4
企画課長	1 4
寺田公一議員	1 5
3 川田栄子議員	1 5
税務課長	1 5
人権推進課長	1 5
企画課長	1 6
健康推進課長	1 6
川田栄子議員	1 7
人権推進課長	1 7
川田栄子議員	1 7
健康推進課長	1 7
川田栄子議員	1 7
健康推進課長	1 7
川田栄子議員	1 8
健康推進課長	1 8
川田栄子議員	1 8
委員会付託省略	1 8
(議案第1号から議案第10号まで)	
討論・表決	1 9
(議案第11号)	
討論・表決	1 9
(議案第12号)	
討論・表決	1 9
(議案第13号)	
討論	1 9
今城 隆議員 (反対)	1 9
表決	2 0
○日程第9 議案第14号	2 0
(提案理由の説明)	
市長	2 0
質疑	2 0
委員会付託省略	2 0
討論・表決	2 0
○日程追加 委員会調査について	2 1
表決	2 1
(閉会あいさつ)	

市 長	2 1
閉 会 (午後 5時00分)	
閉会中の継続調査申出書	2 3
----- . . ----- . . -----	
付 録	
議決結果一覧表	付- 1

令和5年

第1回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（令和5年5月9日 火曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

- 第1 議長の選挙
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 幡多西部消防組合議会議員の選挙
- 第7 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙
- 第8 議案第1号から議案第13号まで
 - 議案第1号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第2号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第3号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第4号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第5号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第6号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第7号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第8号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第9号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第10号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第11号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第13号 令和5年度宿毛市一般会計補正予算について
- 第9 議案第14号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 幡多西部消防組合議会議員の選挙
- 日程第7 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙

日程第8 議案第1号から議案第13号まで

日程第9 議案第14号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程追加 委員会調査について

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番	井上	将君	2番	浦尻	学典君
3番	小谷	翔太君	4番	川村	圭一君
5番	東	新君	6番	今城	隆君
7番	堀	景君	8番	三木	健正君
9番	川田	栄子君	10番	川村	三千代君
11番	高倉	真弓君	12番	野々下	昌文君
13番	松浦	英夫君	14番	寺田	公一君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	黒田	厚君
次長兼庶務係長 兼調査係長	中平	純君
議事係長	桑原	美穂君
庶務係主任	宮本	恵里君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平	富宏君
副市長	岩本	昌彦君
企画課長	上村	秀生君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑原	一君
危機管理課長	有田	巧史君
市民課長	岡本	武君
税務課長	朝比奈	淳司君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介君
健康推進課長	松田	まなみ君
長寿政策課長	谷本	裕子君
環境課長	谷本	和哉君
人権推進課長	川村	志保君

産業振興課長	岩	本	敬	二	君
商工観光課長	長	山	敏	昭	君
土木課長	太	田	芳	宏	君
都市建設課長	小	島	裕	史	君
福祉事務所長	畠	中	健	一	君
水道課長	宮	本		潤	君
教育長	鎌	田	勇	人	君
教育次長兼 学校教育課長	和	田	克	哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中	平	成	也	君
学校給食 センター所長	平	井	建	一	君

午前10時01分 開会

○事務局長（黒田 厚君） おはようございます。

一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、川田栄子さんが年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（川田栄子君） ただいま紹介されました川田栄子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

これより、令和5年第1回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

市長から挨拶の申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様おはようございます。

本日は、令和5年第1回宿毛市議会臨時会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、去る4月23日に執行されました市議会議員選挙におきまして、多くの市民の方々の御指示を受け、見事当選されましたことをお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生して3年が経過し、この間、幾度も感染拡大の波が訪れ、市民生活や地域経済に大きな影響が生じ

てきました。

そのような中、昨日から新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが、インフルエンザなどと同じ5類へ移行され、コロナ禍から脱却する動きが加速しているところでございます。

本市におきましても、コロナ禍からの反転攻勢に向け、国・県や、関係団体の皆様と連携をしながら、積極的に取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、宿毛市の発展と住民福祉の向上のために、より一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（川田栄子君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

○臨時議長（川田栄子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1「議長の選挙」を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（川田栄子君） ただいまの出席議員数は14人です。投票用紙を配付させていただきます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（川田栄子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（川田栄子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（川田栄子君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じ、順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（黒田 厚君） 事務局長、点呼いたします。

井上 将君、浦尻学典君、小谷翔太君、川村圭一君、東 新君、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君。

○臨時議長（川田栄子君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（川田栄子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（川田栄子君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上 将君及び浦尻学典君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

（開 票）

○臨時議長（川田栄子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 14 票

無効投票 なし

有効投票中

川村三千代君 11 票

松浦英夫君 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、川村三千代君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました川村三千代君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

御承諾願えれば、御挨拶を願います。

（議長当選承諾及び挨拶）

○議長（川村三千代君） ただいまの議長選挙におきまして、多くの議員の方々の御推挙をいただき、このたび、宿毛市議会の議長を務めることとなりました川村三千代でございます。

議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私が議長を就任するに当たりましては、大きな期待を寄せてくださっている方もいらっしゃると思います。また、逆に、不安を抱えていらっしゃる方もいると思います。

実際、一番不安に感じているのは、この私でございます。

しかしながら、私に期待を寄せてくださっている方々、そしてまた、御支持くださった皆様方のために、この不安をバネにして、そしてこの不安を乗り越えて、議長職、大変重責ではありますが、全うしてまいりる決意を固めております。

私は、令和元年5月から野々下昌文議長のもと、2年間副議長を務めてまいりました。

副議長を務める中で、様々な体験をし、経験を積み、人脈を広げることで、この宿毛市議会のため、また宿毛市のために貢献できれば、役に立てればという思いでございましたが、特に後半の1年間は、新型コロナウイルス感染拡大のため、各種行事、イベント、会議、視察、研修等々が、中止や延期、また書面開催ということになり、副議長として、どこか中途半端な、不完全燃焼な思いがしたことを覚えております。

その新型コロナウイルスも、昨日より5類に移行され、このゴールデンウィークも久しぶりににぎわいが取り戻され、日常が少しずつ戻ってきていることを皆さんも実感していらっしゃると思います。

このようなときに、議長職を務めさせていただくことは、川村頑張れよと、川村思いっきりやれよと、背中を押してくださっているものだと思っております。

私は、歴代の議長に比べますと、重厚感が乏しい。乏しいといいますか、重厚感が欠如していると思う部分も多々あります。ただその分、もう少し新しい、爽快感を持った、軽快感を持った議長として、仕事を全うできればと思っております。

そのためには、ここにいらっしゃる議員各位の方々、そして市長をはじめ、執行部の皆様、そして市役所職員の皆様、何より市民の皆様の御支持、御協力が必要でございます。

何分、若輩者、未熟者ではございますけれども、これから議長職、精いっぱい努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願いをいたします。

私から、この御支持そして御期待に対する感謝と、そして決意の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○臨時議長（川田栄子君） これにて、私の職務は終わりました。

議長と交代いたします。

（臨時議長退席・議長着席）

○議長（川村三千代君） 日程第2「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（川村三千代君） ただいまの出席議員数は14人です。投票用紙を配付させていただきます。

（投票用紙配付）

○議長（川村三千代君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（川村三千代君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じ、順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（黒田 厚君） 事務局長、点呼をいたします。

井上 将君、浦尻学典君、小谷翔太君、川村圭一君、東 新君、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君。

○議長（川村三千代君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（川村三千代君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上 将君及び浦尻学典君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（川村三千代君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 14 票

無効投票 なし

有効投票中

三木健正君 11 票

今城 隆君 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、三木健正君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました三木健正君が議場におられますので、本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

御承諾願えれば、御挨拶を願います。

(副議長当選承諾及び挨拶)

○副議長(三木健正君) ただいま、議員各位の御推挙によりまして、本市議会の副議長に選ばれましたことは、この上なく光栄と存じております。と同時に、その責任の重さを痛感しているところでもあります。

これよりは、新議長のもと、皆様方の御協力と御支援をいただきながら、議会が公正かつ円滑に運営されますよう、誠心誠意努力をしております。

議員各位の変わらぬ御指導御鞭撻を賜りますよう、心よりお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長(川村三千代君) これにて副議長の選挙は終わりました。

日程第 3 「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の指名とその議席の番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長(黒田 厚君) 事務局長、朗読いたします。

1 番井上 将君

2 番浦尻学典君

3 番小谷翔太君

4 番川村圭一君

5 番東 新君

6 番今城 隆君

7 番堀 景君

8 番三木健正君

9 番川田栄子君

10 番川村三千代君

11 番高倉真弓君

12 番野々下昌文君

13 番松浦英夫君

14 番寺田公一君

以上でございます。

○議長(川村三千代君) ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第 4 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、井上 将君及び浦尻学典君を指名いたします。

日程第 5 「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、井上将君、川村圭一君、今城 隆君、川村三千代君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、以上7人を総務文教常任委員に。

浦尻学典君、小谷翔太君、東 新君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、高倉真弓君、以上7人を産業厚生常任委員に。

井上 将君、浦尻学典君、小谷翔太君、川村圭一君、東 新君、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、以上14人を予算決算常任委員に。

小谷翔太君、東 新君、今城 隆君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、以上6人を議会運営委員に、指名いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されておりますので、この際、事務局長から報告いたさせます。事務局長。

○事務局長（黒田 厚君） 事務局長、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 寺田公一君

副委員長 川村圭一君

産業厚生常任委員会

委員長 堀 景君

副委員長 高倉真弓君

予算決算常任委員会

委員長 松浦英夫君

副委員長 小谷翔太君

議会運営委員会

委員長 野々下昌文君

副委員長 東 新君

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 日程第6「幡多西部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

幡多西部消防組合議会議員に、寺田公一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました寺田公一君を、同組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました寺田公一君が、幡多西部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました寺田公一君が議場に

おられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第7「高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員に、井上 将君及び川村圭一君並びに松浦英夫君を、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました諸君を、同組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校

組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第8「議案第1号から議案第13号まで」の13議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中平富宏君) 御提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第10号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

順を追って御説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第5号までは、令和4年度宿毛市一般会計補正予算、令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算、令和4年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算、令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算及び令和4年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、地方債の変更等により、緊急に予算補正をする必要が生じたので、令和5年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

議案第6号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律などが、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第7号は半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令の一部を改正する省令が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第8号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法施行令などの一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布されたことなどに伴い、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第9号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、令和5年度における、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施するため、宿毛市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたので、令和5年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

議案第10号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

新船「おきのしま」は、総トン数85トンで建造していたところ、船舶検査の結果、総トン数84トンとして認定されたため、令和5年第1回定例会において議決いただきました、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたので、令和5年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案第11号は、固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本年4月1日付の人事異動に伴い、本市の固定資産評価委員に、税務課長の朝比奈淳司を選

任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

内容につきましては、令和5年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、新たな人権擁護委員候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第13号は、令和5年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

内容につきましては、総額で4億3,157万6,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金4億3,109万7,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、マイナンバーカードによる保育園児登降園等管理システムの導入や、地域医療ネットワークはたまるねっとに参加している病院及び診療所において、地域住民がマイナンバーカードを施設共通の診察券として利用できる仕組みの構築などを主な事業として、総務費でマイナンバーカード市民カード化構想事業委託料1億7,051万8,000円、地方デジタル基盤整備事業補助金7,581万5,000円を計上しております。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業として、令和5年度住民税非課税世帯等低所得世帯に対し、現金3万円の給付を行う価格高騰緊急支援給付金1億1,550万円を計上しております。

また、低所得の子育て世帯への支援といたしまして、対象世帯の児童1人につき、現金5万円の給付を行う子育て世帯生活支援特別給付金3,110万円を計上しております。

以上が、御提案申し上げました議案の内容で

ございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

5番東 新君。

○5番（東 新君） 議員番号5番、東でございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1つ目、議案第13号別冊、令和5年度一般会計補正予算。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目デジタル田園都市国家構想交付金事業。

8ページ、補正予算2億8,114万8,000円について。18節負担金及び交付金、地方デジタル基盤整備事業費補助金7,581万5,000円について、事業内容を詳しく御説明願います。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、5番、東議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目デジタル田園都市国家構想交付金事業費、18節負担金補助及び交付金、地方デジタル基盤整備事業補助金7,581万5,000円につきまして、事業内容を御説明いたします。

本事業は、令和5年度新規事業等調査表にて事業概要をまとめ、本臨時会に御提案させていただいております、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想の中の一つ、マイナン

バーカードによる共通診察券サービスに係る事業となります。

主な事業内容としましては、本市を含む幡多医療圏で活用されている地域医療ネットワークはたまるねつとに参加の病院診療所において、マイナンバーカードを施設共通の診察券として利用できるようにし、また災害時には、マイナンバーカードを避難所カードとして位置づけることで、避難所における所在確認や、医療情報を確認することを可能とする事業となります。

これは昨年度、同じくデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、マイナンバーカードをはたまるねつのIDカードとして使用できるようにいたしましたので、今回、さらに診察券として使用できるようシステムを構築して、マイナンバーカードへのワンカード化を進めるものでございます。

さらに、同じく交付金を活用して、昨年度リリースされました健康アプリはたマイカルテを介して、個人に検査画像データを共有可能とするシステムを構築する予定となっております。

事業の実施に当たりましては、昨年度と同様に、はたまるねつとを運用しております幡多医師会に対しまして、計上予算7,581万5,000円の範囲内で補助金を支出して、ただいま申し上げました、各事業を推進するためのシステム改修及びネットワーク強化を図り、マイナンバーカードの利用促進に取り組みます。

なお、マイナンバーカードによる共通診察券サービスでは、地方デジタル基盤整備事業補助金と並行して、沖の島へき地診療所においても、はたまるねつとによる共通診察券として利用できるようにするため、電子カルテを導入する予算につきまして、941万6,000円の委託料を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 2つ目の質問に移らせていただきます。

令和5年度5月補正新規事業等調査表の事業内容、①マイナンバーカードによる園児登降園等管理システムについて、事業内容をもう少し詳しく御説明願います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、5番、東議員の質疑にお答えいたします。

同じく8ページ、25目デジタル田園都市国家構想交付金事業費のうち、園児登降園等管理システムに係る事業について、御説明させていただきます。

まず、予算につきましては、12節委託料のマイナンバーカード市民カード化構想事業委託料1億7,051万8,000円のうち、3,663万円となっております。

予算の内容といたしましては、公立保育園6園の保育業務支援システムの導入に係る初期設定費用及びマイナンバーカード連携に係るシステム構築費、機器購入費等となっております。

事業の内容につきましては、園児が登降園する際にマイナンバーカードをかざし、自動的に出席簿に記録される仕組みを構築しようとするものです。

このことによりまして、現在、保育士が毎日、手書きにて作成をしております出席簿が、自動的に作成されますので、日ごと、月ごとの集計がシステム上で行え、また、毎日の出席状況を給食担当者も確認できるため、給食数の確定が速やかに行えるなど、職員間の情報伝達がリアルタイムで行えるようになります。

その他にも、これまで保護者と手書きでやり取りをしていた連絡帳を、スマートフォンアプリで行えることになることや、手紙や電話で行っている保育園から保護者への連絡についても、アプリで一斉にお知らせすることができるよう

になるなど、本システムを導入することで、職員の事務負担の軽減と、保護者との情報連携がリアルタイムで行えると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 再質疑になってしまいましたが、今のお話だと、公立の保育園というふうに言っていらっしゃいましたが、私立の保育園や幼稚園も平等に、システムを導入する御予定はございますか。御説明願います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、5番、東議員の再質疑にお答えいたします。

園児の登降園の管理体制につきましては、公立、私立とも、おおむね同じ運用をしていると思いますけれども、私立宿毛保育園と宿毛幼稚園につきましては、運営主体が各法人となっておりますので、まずは公立保育園で導入をして、運用状況を見ながら、私立の両園に対しても、御提案していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 最後に、令和5年度5月補正新規事業等調査表の事業内容、④マイナンバーカードによる市民ポイント付与サービスについて。

ポイントが付与されるということですが、このポイントは何か活用できるのか、御説明願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、5番、東議員の質疑にお答えいたします。

同じく8ページ、25目デジタル田園都市国家構想交付金事業費のうち、市民ポイント付与サービスに係る事業内容について、説明させていただきます。

まず、予算につきましては、12節委託料、

マイナンバーカード市民カード化構想事業委託料1億7,051万8,000円のうちの、3,399万円の見込みとなっております。

本事業におきましては、市民の方が公共施設や地域の集まりの場、市が開催するイベント会場などで、マイナンバーカードをかざすとポイントが付与される仕組みを構築し、外出機会やイベントへの参加を促すことで、市民の健康増進を図ろうとするものですが、付与されたポイントについては、現在の計画のところ、ためたポイントに応じて、景品を進呈することを想定しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 御答弁いただきました皆様、ありがとうございます。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 14番、質疑をさせていただきます。

私が質疑をいたしますのは、議案第13号、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）の8ページ、デジタル田園都市国家構想交付金事業についてであります。

まず、先ほど東議員の方から質疑がありましたので、重複は避けたいと思いますので、今回、新規事業等調査表の中で、大きく6項目出されておりますが、この中で、東議員が質問をしていない部分について、まず御説明を願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、14番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目デジタル田園都市国家構想交付金事業費。補正総

額2億8,114万8,000円についてでございます。

東議員へ答弁した事業以外の事業内容について、説明させていただきます。

マイナンバーカードの医療分野における活用、及び保育園の園児登降園等管理システムの活用、並びに市民ポイントの付与サービス以外の事業内容としましては、マイナンバーカードを、図書館や宿毛市いきいきふれあいセンターなどの公共施設などにおいて、会員証として利用できる仕組みや、コミュニティーバス、いわゆるはなちゃんバスを利用する際に、免許返納者や、障害のある方が減免を受ける際の証明書として、活用を行える仕組みを構築するように想定しております。

加えまして、現在、印鑑証明書や住民票の写しをコンビニで取得することが可能でございますが、本事業では、市民からの要望が多い、課税証明などの新たな証明書を取得できるようにいたします。

また、公共施設や公共交通、イベント等でのマイナンバーカードを利用して取得したポイントの履歴から、御自身の行動と市民全体の行動を比較し、見える化することで、さらなる健康増進に向けた行動変容を促すことを目指します。

また、蓄積した様々なデータから、健康増進等を促進するための政策づくりの基礎として、活用する予定でございます。

これによりまして、市民の皆様が参加したいと思えるようなイベントなどを増やすことで、外出機会を増やし、市全体を活力あるまちとしていきます。

また、事業名でもあるSUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想でも示すように、これらは、マイナンバーカードを持ち歩くだけで、様々なサービスを楽しむまちづくりを目指すものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 再質疑を行いたいと思います。

ただいま、企画課長のほうから、大まかな説明をいただきました。非常に、宿毛市が全国の中でも、先進的な取組ができていくんだろうかなというふうにも思っていますが、一つ気になるのが、共通診察券サービスの中で、市内で、昨年度までは、幡多けんみん病院なんかも、この共通の診察券の中には入ってなかったようにも思うんですが、現在、診察券として利用できる病院が、市内にどれだけあるのか。また、使用できない病院があるのかについて、分かっていたらお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長。寺田議員の再質疑にお答えいたします。

共通診察券サービスは、今年度の交付金事業で構築する予定となっております。マイナンバーカードと、はたまるねっこのカードとのひもづけは、昨年度の事業で実施いたしました。共通診察券としての利用は、今年度、構築しようとするものです。

この事業が完了いたしましたら、市内に登録している医療機関は3施設4診療所ございますので、そちらのほうで、こちらは、その体制が整うかどうかは、病院の受付システムとか、そういったものに関係してきますので、全てが一斉に共通診察券となるかどうかは、病院の都合によるところもございますけれども、システムは構築する予定となっております。

それと、幡多けんみん病院につきましては、ほかの診療所、病院と使っている電子カルテのシステム等が違うという現状もありますので、幡多けんみん病院にも御提案をさせていただきますけれども、可能となるかどうかは、現時点

では不明となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

幡多けんみん病院は、現時点で共通でできるかどうかは、まだ未定ということですので、市内の病院の中でも、一番大きな病院であり、また幡多郡内でも、中核病院の幡多けんみん病院が、市民の安全からいえば、共通の診察券として使えることのメリットというのは、非常に大きいと思いますので、また、県と共に進めていただければというふうに思います。

質疑という形で出させていただいておりますが、このデジタル田園都市化国家構想の市民カード化構想の中で、この事業を行うことによって、市民生活が便利になるのは当然だと思うんですが、どのような形で変化をしていくことを想定しているのか、もし分かっていたら、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、14番、寺田議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど答弁した内容と、かなり重複いたしますけれども、事業実施に係って、宿毛市で国に出している実施計画の地域像というのを描いて、出しています。

その地域像といたしましては、本事業の取組で、各課題の解決を図るとともに、マイナンバーカードを活用することで、宿毛市の政策のベースとなるデータを蓄積し、ロジックモデルを活用した政策を推進することができるようになる、そういった取組だと認識しております。

この事業を通じまして、マイナンバーカードによるデータ駆動型の自治体の実現を目指すとともに、ポイント付与などを通じて、健康行動やボランティア活動の取組を促進することで、

市民自身が行動変容を行って、健やかに暮らせるまちをつくる、そういったまちづくりを目指すものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございますました。

このマイナンバーカードが、市民の中には、やはり自分たちの情報が自治体に管理されるのではないかという心配を持った方も、いまだにおられるようなので、その人たちにも、安全なカードですよということの啓発をお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番、川田でございます。質疑をさせていただきます。

議案第6号、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてお伺いをいたします。

この中で、森林環境税の賦課周知等についてお聞きをいたします。

2つ目として、議案第12号、人権擁護委員候補者の推薦についてお伺いをいたします。

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々に、様々な分野の人たちが人権思想を広め、人権が侵害されないよう、人権擁護していくことが望ましいと考えられ、設けられたものと思われます。

この方々たちは、職種が様々なものがよいとされておりますが、1つ目として、委員の任期、2つ目として、委員構成、職種を含みます。そして活動内容。そして4番として報酬、また費用弁償等の有無をお聞きをいたします。

3番として、議案第13号別冊、令和5年度一般会計補正予算書。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目デ

ジタル田園都市国家構想事業について。交付申請の要件は、何かありましたでしょうか、お聞きをいたします。

2つ目として、宿毛市独自と聞いていますが、2億8,114万8,000円を使って、目指す宿毛市の社会の姿はどのようなものを描いているのか、お聞きをいたします。

そして、マイナンバーカードとはたまるねつととの連携について、詳しくお聞きしたいので、以上、一括してお聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 税務課長。

○税務課長（朝比奈淳司君） 税務課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

森林環境税につきましては、パリ協定の枠組みのもとにおける、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税であります。1人年額1,000円の賦課徴収については、令和6年度から、個人住民税均等割と合わせて、各市町村が実施することとなっております。

森林環境税の賦課徴収の開始に伴う市民の皆様への周知については、国の所管省庁における周知、広報の状況を確認しながら、本市の広報紙やホームページによる当該制度の周知、並びに課税対象者に送付しております税額決定通知書に、当該制度の概略を記載したお知らせ文書を同封することなどを、検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、9番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第12号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

まず、人権擁護委員の方の任期については3年間となっております、再任も可能となっております

す。

委員の現職種やこれまでの職種につきましては、民間の会社に勤められていた方、教職員、保育士であった方、市職員であった方等で、人数につきましては、人口によって定められており、宿毛市では7名で構成されております。

人権擁護委員には、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深く理解のある人であることが求められており、それらを加味した人選をさせていただいているところで

す。活動内容につきましては、市内各所で開催しております、年6回の無料人権相談や、法務局四万十支局で開催される人権相談、事業所に訪問して行く人権講話、保育園や小・中学校で行われている人権の花運動や、人権教室等、1年を通じて様々な活動に取り組んでいただいております。

報酬等についてということでしたが、人権擁護委員は法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティアなので、無報酬となっております。研修時などの交通費などの実費弁償のみとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、9番川田議員の質疑にお答えいたします。

同じく8ページのデジタル田園都市国家構想事業に係る交付金の申請要件について、説明させていただきます。

今回の交付事業の正式名称は、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）、マイナンバーカード利用横展開事例創出型となっております。本年1月末時点で、マイナンバーカード申請率が70%以上の団体において、全国への横展開モデルとなるマイナンバーカード利用の先行事例を計画する団体に対して、交

付されるものでございます。

交付上限額は、3億円となっております、補助率は10分の10、100%となっております。

宿毛市は、83.41%の申請率となっておりますため、今回、新規事業等調査表にも挙げております、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想の実施計画を作成し、国から本事業について採択をいただいたものでございます。

続きまして、本事業の事業目的という質問について、お答えさせていただきます。

寺田議員の答弁と重複する部分もございしますが、本事業の目的につきましては、市民の皆様が、マイナンバーカードを持ち歩くだけで、様々なサービスを楽しむことができるまちづくりを行うことで、利便性を向上させます。

また、利用時にポイントを付与するなどのインセンティブを設け、市民の健康増進に向けた行動変容を促進することで、活力ある健康なまちづくりを目指していくものでございます。

なお、今回の事業におきましては、医療分野や保育園児の登降園管理、各施設での利用、コンビニ交付サービスの拡充など、複数の業務が混在することとなりますので、事業全体のマネジメント管理を企画課が担い、健康推進課、長寿政策課、福祉事務所、税務課、生涯学習課、危機管理課など、関係各課が協力して、推進体制を構築して、事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、9番、川田議員の質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードとはたまるねっとの連携、仕組みについて、お答えいたします。

はたまるねっとは、市内で申しますと、現在、病院、診療所、介護事業所など40施設が登録し、令和4年度の医療データ年間参照回数は1

万3, 579回となる、医療・介護の情報ネットワークです。

先ほど、東議員の質疑において御説明させていただきましたので、重複する部分がございますが、昨年度は、今年度同様に、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、マイナンバーカードを、はたまるねっとのIDカードとして使用できるようにいたしました。

これにより、医療機関などが患者さんの医療情報を閲覧する際には、マイナンバーカードの提示により閲覧可能となりました。

本事業で構築しようとする仕組みにつきましては、さらにマイナンバーカードを、施設共通の診察券として利用できるようにするものがございます。

この仕組みにより、マイナンバーカードは、国が進める保険証利用と合わせまして、複数の医療機関の診察券として利用できることとなりますので、市民の皆様は、マイナンバーカード1枚で病院等の受診が可能となるものがございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 再質疑を行います。

人権擁護委員の推薦のことでございますが、年齢要件はございますでしょうか。そして、無報酬なのに国家公務員扱いですか。ほかに意味がありますでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、川田議員の再質疑にお答えいたします。

新任の委員候補者につきましては、68歳以下の方、再任の委員候補者については、75歳未満の方になります。国家公務員扱いとはなりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） はたまるねっと連携について、再質疑を行います。

普通、紙の保険証でしたら、月始めに提示しますと、その月は提示しなくてもいいわけですが、このはたまるねっとと連携したマイナカードは、どのような、診察券として提示が必要となったのでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の再質疑にお答えいたします。

共通診察券とマイナンバーカードの連携でございますが、診察券は各病院、診療所が独自で構えられている診察券でございます。保険証とは、また別の扱いになりますので、保険証は各保険者が管理をし、マイナポータルを活用して、マイナンバーカードと保険証との一体に使える仕組みとなっておりますので、保険証の連携につきましては、宿毛市独自の施策ではございませんので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

閲覧が可能とお聞きをいたしましたけれども、携帯にカルテを入れれば使えるということでしょうか。そこのあたりはどうなのでしょう。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

携帯で診療情報が閲覧可能かという御質問かと思いますが、昨年度導入いたしましたはたマイカルテというアプリが、運用しております幡多医師会が構築されたアプリになります。

このアプリをダウンロードしていただくことで、御自身の情報が閲覧できるような仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 先ほど言われました、共通の医療機関なんですけれども、そこで個人情報共有できるようになってますよね、薬がここで出てるねとか。そういうことの閲覧ができるということで、はたまるねっと連携することで、知られたくない情報が、閲覧されていくということについては、どうなのでしょう。

心配しておりますけれども、教えてください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

川田議員が御心配されております、はたまるねっとを利用した医療情報の共有につきましては、本人の同意に基づき行われるもので、はたまるねっとに登録した患者さんであっても、緊急時などの特別な事情を除き、基本的には、本人のカードの提示により、閲覧を可能とするものでございます。

また、その閲覧できる期間につきましても、無制限ではなく、カードの提示から100日間という制限があり、閲覧可能な情報につきましても、医師や薬剤師など、職種によっての制限がかけられておまして、アクセスするものによって、共有できる情報も違ってきております。

そのほか、医療情報は本人の申し出により、非公開とすることもできますので、システム構築上での万全なセキュリティ対策が講じられているとともに、運用上でも、本人の希望に応じた対応、対策が取られているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） はたまるねっとに入るときは、情報公開されるわけ、承諾して入ると思うのですが、その後、自分が知られたくない情報の病名にかかったときとか、お薬を知られたくないときには、非公開とできるとい

うことでございますね。

了解いたしました。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 3時49分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、議案となっております議案第1号から議案第13号までの13議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第13号までの13議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第1号から議案第10号まで」の10議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第10号まで」の10議案については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第10号まで」の10議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第11号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第11号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第11号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第12号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第12号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第13号」について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

6番今城 隆君。

○6番(今城 隆君) 6番、今城です。議案第13号、令和5年度宿毛市一般会計補正予算に、反対の立場で討論します。

その中の、今回のデジタル田園都市国家構想交付金事業、約2億8,000万円ですが、これは、宿毛市がマイナンバーカードの高普及によって、申請により、マイナンバーカード市民カード化構想の事業計画がなされた予算であります。

これは、利便性、サービス向上がなされるという計画ではありますが、それと引換えに、情報保護の心配や、選択の自由を無視して、市民合意も十分に経ていないという問題があると思います。

マイナンバーカードの市民カード化に、拙速に踏み切ってよいものかということです。

マイナンバーカードを使った情報連携は、最高裁住基ネット判決に抵触するという論議もなされています。

それは、カード使用記録が行政コンピューター情報の名寄せに利用される危険があるからです。

マイナンバーカードの電子証明書を、民間情報ネットワークシステムの符号と結びつけ、その使用記録を個人識別可能な形で蓄積していけば、論理上、個人の動態を把握し、名寄せし、利用することが可能になると言われています。

SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想事業は、市民行動の可視化と分析、市民

と行政がデータを活用するとあります。

まさに、行政としても、効果的に活用できるものではあるとは考えますが、逆に言えば、個人の動態監視につながる心配をはらんでいるのであります。

その意味も含めた論議の中で、住民合意、市民合意を図るべきであり、拙速な採決には反対するものです。

以上、私の討論といたします。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第13号」を、電子表決により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電 子 表 決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対3人です。賛成多数であります。

よって「議案第13号」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第14号」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野々下昌文君の退席を求めます。

（野々下昌文君 退席）

○議長（川村三千代君） この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 追加提案いたしました議案につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案第14号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

議員のうちから選任する監査委員が欠員となっておりますので、野々下昌文氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

よろしく御審議の上、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第14号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めま

す。

よって、「議案第14号」は、これに同意することに決しました。

野々下昌文君の入場を許します。

(野々下昌文君 入場)

○議長(川村三千代君) お諮りいたします。

この際、委員会調査についてを、緊急を要する事件として、日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、「委員会調査について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました、申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

閉会にあたり、市長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日御提案申し上げました議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をくださり、誠に

ありがとうございます。

議会の役員人事につきましては、議長に川村三千代議員、副議長に三木健正議員。また、各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長もそれぞれ選任され、いよいよ本日から新しい体制の下で、議会運営がなされるわけでございます。

今後も、議員の皆様方の御指導と御協力をいただきながら、各種事業の推進並びに市民福祉の向上に、より一層努めてまいりたいと考えているところでございます。

どうか議員の皆様方におかれましては、健康に御留意されまして、宿毛市政発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(川村三千代君) これにて、令和5年第1回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会臨時議長 川田栄子

宿毛市議会議長 川村三千代

議員 井上 将

議員 浦尻 学典

令和5年5月9日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年5月9日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 堀 景

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年5月9日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

令和5年第1回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第 4 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第 5 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第 6 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第 7 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第 8 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第 9 号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第10号	専決処分した事件の承認について	5月9日	承 認
第11号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	5月9日	同 意
第12号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5月9日	同 意
第13号	令和5年度宿毛市一般会計補正予算について	5月9日	原案可決
第14号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月9日	同 意